

区民委員会陳情説明資料

令和 7 年 9 月 2 4 日

件 名	頁
1 受理番号 7 足立区民に対して国民健康保険資格確認書を一斉交付 するよう求める陳情	2

(区 民 部)

件 名	受理番号 7 足立区民に対して国民健康保険資格確認書を一齐交付するよう求める陳情
所管部課名	区民部国民健康保険課
陳情の要旨	足立区において、国民健康保険の加入者については、マイナ保険証保有の有無にかかわらず「資格確認書」の一齐交付を求めます。
陳情者等	請願文書表のとおり
内容及び経過	1 マイナンバー法等の一部改正法の背景（令和 5 年 6 月 9 日公布） 新型コロナウイルス感染症対策の経験により、社会における抜本的なデジタル化の必要性が顕在化した。 デジタル社会の基盤であるマイナンバー、マイナンバーカードについて国民の利便性向上等の観点から、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）等の一部改正が行われた。 2 マイナンバーカードと健康保険証の一体化への概要 （1）健康保険証は令和 6 年 1 2 月 2 日に新規発行が廃止となった。 （2）経過措置として、発行済の健康保険証は、健康保険証の新規発行が廃止された後も最長で 1 年間は有効とする（足立区国民健康保険の場合は令和 7 年 9 月 3 0 日まで有効）。 （3）マイナ保険証を保有しない方には資格確認書を交付し、マイナ保険証を保有している方には、資格情報のお知らせを交付する。いずれも、申請によらず保険者が交付する。 ※ 以上の根拠法令はマイナンバー法、健康保険法、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律 3 資格確認書に関する直近の国・特別区の動向 （1）令和 7 年 4 月 3 日付厚労省事務連絡で、「後期高齢者には一律で資格確認書を交付する」との考えが示された。 （2）令和 7 年 5 月中旬以降、世田谷区と渋谷区で国保加入者に対し、マイナ保険証登録の有無に関わらず一律で資格確認書を交付する方針であることが各報道機関で報じられた。 （3）令和 7 年 5 月 3 0 日付厚労省事務連絡で、「国民健康保険においては全員一律に資格確認書を交付する状況ではない」との考えが改めて示された。 （4）令和 7 年 6 月 2 7 日付の厚労省事務連絡で、以下が示された。 ア 患者が気づかずに有効期限切れの保険証や、資格情報のお知らせのみを持参し医療機関等を訪れた場合でも、患者に 1 0 割の負担を求めるのではなく、被保険者番号等によりオンライン資格確認システムで資格情報を確認するなどして、患者に 3 割等の負担を求めて受診させることは差し支えない。 イ こうした移行期における暫定的な対応は、令和 8 年 3 月 3 1 日までの対応とする。